

大阪市立プール条例の一部を改正する条例案

大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 市長は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間について、大阪市立扇町プール、大阪市立都島屋内プール、大阪市立下福島プール、大阪市立此花屋内プール、大阪市立中央屋内プール、大阪市立西屋内プール、大阪市立大正屋内プール、大阪市立真田山プール、大阪市立浪速屋内プール、大阪市立西淀川屋内プール、大阪市立淀川屋内プール、大阪市立東淀川屋内プール、大阪市立東成屋内プール、大阪市立生野屋内プール、大阪市立旭屋内プール、大阪市立城東屋内プール、大阪市立鶴見緑地プール、大阪市立阿倍野屋内プール、大阪市立住之江屋内プール、大阪市立住吉屋内プール、大阪市立平野屋内プール及び大阪市立西成屋内プールのうち、市長が定めるプールの指定管理者を指定しようとするときは、第10条の規定にかかわらず、当該プールの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年 9 月 9 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪市立扇町プールほか21プールのうち市長が定めるプールの指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立プール条例（抄）

附 則

1 省 略

- 2 市長は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間について、大阪市立扇町プール、平成27年4月1日 平成28年3月31日

大阪市立都島屋内プール、大阪市立下福島プール、**大阪市立此花屋内プール**、大阪市立中央屋内プール、大阪市立西屋内プール、**大阪市立大正屋内プール**、**大阪市立真田山プール**、大阪市立浪速屋内プール、**大阪市立西淀川屋内プール**、大阪市立淀川屋内プール、**大阪市立東淀川屋内プール**、**大阪市立東成屋内プール**、大阪市立生野屋内プール、**大阪市立旭屋内プール**、大阪市立城東屋内プール、**大阪市立鶴見緑地プール**及び大阪市立阿倍野屋内プール、大阪市立住之、

江屋内プール、大阪市立住吉屋内プール、大阪市立平野屋内プール及び大阪市立西成屋内プールのうち、市長が定めるプールの指定管理者を指定しようとするときは、第10条の規定にかかわらず、当該プールの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 省 略